

様式第 1 号（第 4 条関係）

パブリックコメントによる意見募集案件公表書

1. 案の名称	朝来市自転車等駐車場条例（案）
2. 案の概要	駅周辺の良好な環境の確保及び自転車等の利用者の利便性増進に資するため、自転車等駐車場の設置及び管理に係る条例を制定します。
3. 意見募集の趣旨と実施機関の考え方	市が設置し管理する鉄道駅周辺の自転車等駐車場について、利用者が快適に利用いただけるよう必要な事項を定めます。 多くの方が利用される自転車等駐車場についての条例であることから、広く意見を募集するものです。
4. 募集期間	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 10 月 31 日
5. 案の配布場所等	都市政策課及び各支所での閲覧、朝来市ホームページ
6. 提出方法	・郵便又は持参による場合 送付先 朝来市役所 都市整備部 都市政策課 ・ファクシミリによる場合 送付先 079-672-3440（都市政策課宛て） ・電子メールによる場合 送付先 toshiseisaku@city.asago.lg.jp ※いずれの場合も別紙様式第 2 号により提出してください。
7. 意見・市の考え方等の公表予定時期	令和 7 年 11 月中旬頃
8. 実施機関（担当課等）	都市整備部 都市政策課
9. 留意事項	・意見を提出していただく際は、氏名、住所等を記載してください。 ・いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
意見等を提出できる方	・市内に住所を有する人 ・市内の事業所に勤務する人又は市内の学校に通学する人 ・市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体で事業活動を行っているもの ・パブリックコメント手続に係る案件に関し利害関係を有するもの

朝来市自転車等駐車場条例（案）の概要について

1. 条例制定の背景・目的

市が設置し管理する鉄道駅周辺の自転車等駐車場について、その利用に関するルールを定めることで、駅周辺の良好な環境確保と自転車等の利用者の利便性増進を図ります。

2. 条例に規定する主な内容

- ①対象とする自転車等駐車場は、鉄道駅周辺に立地する市が設置し管理する下表の6箇所です。なお、梁瀬駅自転車等駐車場については、今年度新たに設置する予定としています。

名称	位置
生野駅自転車等駐車場	朝来市生野町口銀谷228番地4
竹田駅自転車等駐車場	朝来市和田山町竹田225番地2
梁瀬駅自転車等駐車場	朝来市山東町滝田237番地1
新井駅第1自転車等駐車場	朝来市新井592番地3
新井駅第2自転車等駐車場	朝来市新井588番地4
青倉駅自転車等駐車場	朝来市物部1525番地16

- ②駐車場に駐車できる車両は、自転車及び原動機付自転車です。
- ③利用できる時間は終日とします。
- ④駐車場の使用料は無料とします。
- ⑤駐車場における主な禁止行為は以下の通りです。
- ・自転車・原動機付自転車を放置すること。
 - ・自転車・原動機付自転車以外のものを駐車すること。
 - ・駐車場及び駐車中の自転車等を損傷、汚損すること。
 - ・所定の場所以外に駐車すること。
 - ・その他、駐車場の管理上支障があると認められる行為
- ⑥利用が危険な場合や工事等のためやむを得ない場合は供用を休止、制限することができることとします。
- ⑦故意または過失により施設・設備を損傷、汚損した場合はその損害の賠償を求めます。
- ⑧自転車等が14日間放置をされていると判断される場合は、以下の措置を講じることとします。

- ・ 警告書を貼り付け、注意喚起を行う

↓

- ・ 警告書を貼り付けた後、14日間同じ状態であり、連絡もない場合は、市で撤去・保管し、その旨を公表する

↓

- ・ 警察等の関係機関に協力を求め、所有者等が判明し、返還の請求があった場合は返還する

↓

- ・ 公表をしてから6か月経過しても返還ができない場合は、当該自転車等は市が処分することができる

⑨ 駐車場内における事故、盗難等、その他市の責めに帰さない事由により生じた損害に対して、市は責任を負いません。

■ 各自転車駐車場位置図

